

navigation

ご存じですか？子育ての手当制度・助成事業

☎子育て・健康推進課 子育て応援室 給付係 ☎0977-75-2408

児童扶養手当制度

ひとり親家庭の親などに支給されます。

【対象児童】

- ・18歳になって最初の3月31日まで(中程度の障害がある場合は20歳未満)の間の児童で、要件に該当する場合(父母が離婚・父または母の死亡・重度の障がい・遺棄・母が未婚のまま懐胎した場合など)

【手当額】

- ・所得額・児童数等により支給額が異なります。
※所得制限があります。遺族年金等の受給者は対象になりません。

特別児童扶養手当制度

身体または精神に障がいのある児童の福祉増進を目的に、保護者に対して支給されます。

【対象児童】

- ・身体または精神に中程度以上の障がいを有する20歳未満の児童

【手当額】

- ・一級障害・二級障害で異なります。
※所得制限があります。対象児童が児童福祉施設等に入所している場合は対象になりません。)

ひとり親家庭医療費助成事業

ひとり親家庭の親及び児童の医療費負担分を助成します。

※所得制限があります。遺族年金等の受給者も申請できます。

【対象】

- ・18歳になって最初の3月31日までの間にある児童およびその児童を監視しているひとり親
※父母のいない児童も対象になります。

8月は現況届・更新手続き期間です

既に児童扶養手当・特別児童扶養手当、ひとり親医療費助成を受けている方は、手続きをしてください。

【受付期間】

8月1日(金)～9月1日(月)

【集中受付 8月11日(月)～15日(金)】

※該当者の方には書類等を送付いたします。

navigation

長期入院該当の取り扱いが一部変更されました

☎市民課 国保年金係 ☎0978-62-3131
大分県後期高齢者医療広域連合 ☎097-534-1771

市町村民税非課税等の世帯に属する後期高齢者医療被保険者の入院日数が過去12か月間で90日以上となった場合、長期入院該当申請をすると入院期間の食事代(食事療養標準負担額・生活療養標準負担額)が210円から160円に減額される制度の取り扱いが一部変更になりました。

【変更前】

大分県後期高齢者医療広域連合の被保険者となる前の入院日数は、長期入院該当を申請する際の入院日数に含まれていませんでした。

【変更後】(8月1日以降)

大分県後期高齢者医療広域連合の被保険者となる前に他の医療保険・広域連合の被保険者であった期間における入院日数も、長期入院該当を申請する際の入院日数に含まれるようになりました。
※市町村民税非課税世帯に属する被保険者であった期間における入院日数が対象です。

平成25年8月1日以降に大分県後期高齢者医療広域連合の被保険者となり、平成26年8月1日時点で市町村民税非課税世帯に属する方は新たに長期入院該当となる可能性があります。対象になると思われる方は、お問い合わせのうえ申請をしてください。

自衛官募集相談員(委嘱)のお知らせ

下記の3名の方に引き続き自衛官募集相談員を委嘱しました。今後は大分地方協力本部と協力して、自衛官希望者に対して情報の提供を行います。

【任期】

平成26年7月1日～平成28年6月30日

ふじもと じろう
藤本 治郎さん(杵築)

あべ のぼる
阿部 登さん(立石)

こみや しんじ
古宮 信二さん(南杵築)

☎自衛隊大分地方協力本部(☎097-536-6271)

navigation

「多面的機能支払制度」が始まります

☎耕地水産課 ☎0978-62-3131

「多面的機能支払制度」は、農業の持つ多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動を支援し、今後とも多面的機能が適切に発揮されるようにするとともに、担い手農家への負担を軽減することを目的とした制度です。

農地維持支払

〔活動例〕 農用地の点検、農用地の草刈り、水路の泥上げ、農道側溝の泥上げ等

〔交付額〕 年間(田：3000円/10a 畑:2000円/10a)

〔交付対象〕 農業者等で構成される組織

資源向上支払交付金

●地域資源の向上を図る共同活動

〔活動例〕 農業施設の機能診断、水路や農道の軽微な補修、景観植物の植栽等の農村環境を良好に保全するための活動等

〔交付額〕 年間(田：2400円/10a 畑:1440円/10a)

〔交付対象〕 農業者と地域住民(非農業者)を含めた組織

●施設の長寿命化のための活動

〔活動例〕 水路の補修、農道の舗装等

〔交付額〕 年間(田：4400円/10a 畑:2000円/10a)

〔交付対象〕 農業者と地域住民(非農業者)を含めた組織

※交付に当たっては、組織を設立し、市と協議を行い協定を結ぶ必要があります。

※原則活動期間は5年間です。

※中山間地域等直接支払制度と同時に取り組むことが可能になりました。

※農地維持支払については、農業振興地域以外でも取組が可能になりました。

手をつなぐ育成会
今年10日(日)の10時から文化体育館で第41回大分県手をつなぐ育成会杵築大会が開催されます。県内各地から知的障がいがある人とその家族をはじめ、福祉・教育・雇用・施設の関係者等、約600人が参加します。
現在、全国に24万人の会員を擁する育成会ですが、今から62年前の昭和27年に知的障がいの子を持つ東京の3人のお母さんが「我が子にも人権と幸せを」をスローガンに結成した団体です。
当時の学校では知的障がいの子どもに対する学習環境の整備の遅れから、保護者が学校教育を受けることを望んでも、ほとんどの場合「就学猶予」や「就学免除」の規定が適用され、入学が認められませんでした。

市長室から
Vol.5
杵築市長 永松 悟

親亡き後

育成会に参加する全国の保護者の粘り強い運動が国を動かし、「養護学校整備七カ年計画等を経て、昭和54年に養護学校教育が義務教育となりました。

今回の杵築大会のスローガンは「本人たちの人権が守られ、『親亡き後』も地域で当たり前に暮らせる環境をととのえる」です。子を思う親の気持ちは今も昔も少しも変わりません。
現在では知的障がい児・者に対する施策は「障害者基本法」の改正や「障害者虐待防止法」「障害者差別解消法」「障害者総合支援法」の制定などにより、飛躍的に充実してきました。

しかし、自分のことを自分では守れない子を持つ親が願う「親亡き後の子の幸せ」とは、法律や制度の強化以上に「我が子を安心して託せる愛情と理解に溢れた社会の実現」だと思います。

私たち一人ひとりの人間性、道徳性、そして社会の質そのものが問われています。